



# 鳥取県公報

令和4年3月31日（木）  
号外第18号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 規 則	現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（8）（人事企画課）・・・4 鳥取県行政組織規則等の一部を改正する規則（9）（〃）・・・8 鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例第2条第1項第4号の規則で定める 地域を定める規則の一部を改正する規則（10）（中山間地域政策課）・・・32 保健所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則 （11）（健康政策課）・・・33 鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金貸付規則の一部を改正する規則 （12）（医療政策課）・・・34 鳥取県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則（13）（家庭支援課）・・・35
-------	---

## 公布された規則のあらまし

## ◇現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

## 1 規則の改正理由

現業職員の給料について、職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の給料に準じて改める。

## 2 規則の概要

- (1) 林業技手の職の廃止に伴い、級別職務分類表から林業技手の職務を削る。
- (2) 給料表の給料月額を改める。
- (3) 施行期日は、令和4年4月1日とする。

## ◇鳥取県行政組織規則等の一部を改正する規則

## 1 規則の改正理由

新型コロナウイルス感染症対策をはじめとした新たな行政課題に対応するため、県の行政組織を改めるとともに、新たな職を設置する等所要の改正を行う。

## 2 規則の概要

## (1) 鳥取県行政組織規則の一部改正

- ア 新型コロナウイルス感染症対策本部事務局に保健所応援チームを置く。
- イ 交流人口拡大本部観光交流局観光戦略課にサイクルツーリズム振興室を置く。
- ウ 総務部に部内局としてデジタル・行財政改革局を置き、同局にデジタル改革推進課及び行財政改革推進課を置く。
- エ 地域づくり推進部スポーツ振興局にねりんピック・関西ワールドマスターズゲームズ推進課を置く。
- オ 商工労働部雇用人材局産業人材課に未来創造人材室を置く。
- カ 農林水産部水産振興局水産課を廃止し、同局に水産振興課及び漁業調整課を設置する。
- キ その他内部組織、所掌事務及び附属機関について所要の改正を行う。

## (2) 職員の職の設置に関する規則の一部改正

職員の職について、次のとおり改める。

## ア 新設する職

サイクルツーリズム振興監、原子力モニタリング専門官、原子力防災訓練推進官、原子力安全監督官及び債権管理幹

## イ 廃止する職

デジタル戦略監及び林業技手

## (3) 日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則の一部改正

日本の国籍を有しない者を任用できない公の意思の形成への参画に携わる職について、次のとおり改める。

## ア 新設する職

原子力モニタリング専門官、原子力防災訓練推進官、原子力安全監督官、サイクルツーリズム振興監及び債権管理幹

## イ 廃止する職

デジタル戦略監

## (4) 施行期日等

- ア 施行期日は、令和4年5月1日とする(1)キに関する事項の一部を除き、令和4年4月1日とする。
- イ 関係する規則について所要の改正を行う。

## ◇鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例第2条第1項第4号の規則で定める地域を定める規則の一部を改正する規則

## 1 規則の改正理由

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、鳥取市のうち旧福部村及び琴浦町のうち旧東伯町が、新たに過疎地域となることに伴い、所要の改正を行う。

## 2 規則の概要

- (1) 過疎地域等に類する地域として規則で定める地域から、鳥取市のうち旧福部村に係る区域及び琴浦町に係る区域を削る。
- (2) 施行期日は、令和4年4月1日とする。

## ◇保健所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則

## 1 規則の改正理由

肝炎ウイルス検査及び風しん抗体価検査の受診を促進するため、当該検査に係る手数料を免除することとする。

## 2 規則の概要

- (1) 保健所における肝炎ウイルス検査に係る手数料の免除を恒久化する（現行 平成20年1月1日から令和4年3月31日までの間に検査を受ける者）。
- (2) 保健所における風しん抗体価検査に係る手数料の免除を恒久化する（現行 平成26年4月1日から令和4年3月31日までの間に検査を受ける者）。
- (3) 施行期日は、公布の日とする。

## ◇鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金貸付規則の一部を改正する規則

## 1 規則の改正理由

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

## 2 規則の概要

- (1) 貸付金の返還条件のうち、県内の病院等における常勤医師としての業務従事期間の要件を、奨学金の貸与を受けた期間の2倍（現行 1.5倍）に相当する期間内に、奨学金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間（現行 奨学金の貸与を受けた期間に相当する期間）以上通算して従事しなかったとき、又は従事する見込みがなくなったと認められるときとする。
- (2) 貸付金の返還条件に、奨学金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間内に、知事が指定した区域に所在する県内の病院等において4年以上通算して従事しなかったとき、又は従事する見込みがなくなったと認められるときを加える。
- (3) 施行期日等
  - ア 施行期日は、貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例の施行の日とする。
  - イ 所要の経過措置を講ずる。

## ◇鳥取県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

## 1 規則の改正理由

民法の一部を改正する法律の施行により、児童福祉法の一部が改正され、小児慢性特定疾病医療支援の対象者の区分が改められたこと等に伴う所要の改正を行う。

## 2 規則の概要

- (1) 小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書の様式に、成年患者が申請を行う場合についての記載を加える。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、令和4年4月1日とする。

# 規 則

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県規則第8号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

(現業職員の給与に関する規則の一部改正)

第1条 現業職員の給与に関する規則(昭和32年鳥取県規則第46号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第2 (第2条、第3条関係) 級別職務分類表		別表第2 (第2条、第3条関係) 級別職務分類表	
職務の級	職務	職務の級	職務
1 級	現業技術員、畜産技手、農業技手、現業主事又は介助員の職務	1 級	現業技術員、畜産技手、農業技手、 <u>林業技手</u> 、現業主事又は介助員の職務
2 級	困難な業務を行う現業技術員、畜産技手、農業技手、現業主事又は介助員の職務	2 級	困難な業務を行う現業技術員、畜産技手、 <u>農業技手</u> 、 <u>林業技手</u> 、現業主事又は介助員の職務
略		略	

第2条 現業職員の給与に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第2条関係)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円
	1	146,100	195,500	231,500
	2	147,200	197,300	233,100
	3	148,400	199,100	234,600
	4	149,500	200,900	236,200
	5	150,600	202,400	237,600
	6	151,700	204,200	239,300
	7	152,800	206,000	240,800
	8	153,900	207,800	242,400
	9	154,900	209,400	243,500
	10	156,300	211,200	245,000
	11	157,600	213,000	246,600
	12	158,900	214,800	247,900
	13	160,100	216,200	249,400
	14	161,600	218,000	250,800
15	163,100	219,700	252,100	

16	164,700	221,500	253,500
17	165,900	223,200	255,000
18	167,400	224,900	256,500
19	168,900	226,500	258,200
20	170,400	228,100	260,000
21	171,700	229,500	261,600
22	174,400	231,200	263,300
23	177,000	232,800	264,900
24	179,600	234,400	266,500
25	182,200	235,400	268,400
26	183,900	236,900	270,200
27	185,500	238,300	271,900
28	187,200	239,500	273,600
29	188,700	240,700	275,300
30	190,400	241,900	277,000
31	192,200	242,900	278,800
32	193,900	244,100	280,300
33	195,500	245,400	281,800
34	196,900	246,400	283,700
35	198,400	247,600	285,500
36	199,900	248,900	287,400
37	201,200	249,800	289,000
38	202,500	251,100	290,700
39	203,700	252,300	292,500
40	205,000	253,600	294,300
41	206,300	255,000	295,800
42	207,600	256,400	297,500
43	208,900	257,600	299,000
44	210,200	258,800	300,600
45	211,300	260,000	302,200
46	212,600	261,200	303,900
47	213,900	262,500	305,500
48	215,200	263,600	307,200
49	216,300	264,700	308,100
50	217,400	265,800	309,600
51	218,400	267,100	311,100
52	219,500	268,400	312,700
53	220,600	269,400	314,300
54	221,600	270,500	315,900
55	222,500	271,800	317,500
56	223,500	273,100	319,000
57	223,800	274,000	320,500
58	224,600	275,000	321,700
59	225,400	275,900	322,900
60	226,100	277,000	324,100

61	226,800	278,100	324,800
62	227,800	279,100	325,700
63	228,600	280,000	326,500
64	229,400	281,000	327,300
65	230,100	281,500	328,200
66	230,800	282,400	328,600
67	231,700	283,100	329,300
68	232,700	284,000	330,100
69	233,400	285,000	330,900
70	234,000	285,800	331,600
71	234,500	286,600	332,300
72	235,200	287,400	333,000
73	236,000	288,200	333,500
74	236,600	288,700	334,100
75	237,200	289,100	334,600
76	237,700	289,600	335,200
77	238,400	289,800	335,500
78	239,100	290,100	336,000
79	239,800	290,300	336,400
80	240,300	290,700	336,900
81	240,800	290,900	337,300
82	241,500	291,100	337,800
83	242,200	291,500	338,300
84	242,900	291,800	338,800
85	243,500	292,100	339,100
86	244,200	292,400	339,500
87	244,900	292,700	340,000
88	245,600	293,100	340,400
89	246,100	293,400	340,700
90	246,600	293,800	341,100
91	246,900	294,100	341,600
92	247,300	294,500	342,000
93	247,600	294,700	342,200
94		294,900	342,600
95		295,200	343,100
96		295,600	343,500
97		295,800	343,700
98		296,100	344,100
99		296,500	344,500
100		296,900	344,800
101		297,100	345,100
102		297,400	345,500
103		297,800	345,900
104		298,100	346,300
105		298,300	346,800

	106		298,600	347,200
	107		299,000	347,600
	108		299,300	348,000
	109		299,500	348,500
	110		299,900	348,900
	111		300,300	349,200
	112		300,600	349,500
	113		300,800	350,000
	114		301,000	350,400
	115		301,300	350,700
	116		301,700	351,000
	117		301,900	351,500
	118		302,100	
	119		302,400	
	120		302,700	
	121		303,100	
	122		303,300	
	123		303,600	
	124		303,900	
	125		304,200	
再任用職員		187,700	215,200	

## 附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

鳥取県行政組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県規則第9号**

鳥取県行政組織規則等の一部を改正する規則

(鳥取県行政組織規則の一部改正)

第1条 鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後				改正前																											
(部局及び部内局の名称等)				(部局及び部内局の名称等)																											
第5条 略				第5条 略																											
2 前項に掲げる部局のうち、次の表の左欄に掲げる部局の下に、同表の右欄に掲げる部内局を置く。				2 前項に掲げる部局のうち、次の表の左欄に掲げる部局の下に、同表の右欄に掲げる部内局を置く。																											
<table border="1"> <tr><td colspan="4">略</td></tr> <tr> <td>総務部</td> <td colspan="3">デジタル・行財政改革局 人権局 総合事務センター</td> </tr> <tr><td colspan="4">略</td></tr> </table>				略				総務部	デジタル・行財政改革局 人権局 総合事務センター			略				<table border="1"> <tr><td colspan="4">略</td></tr> <tr> <td>総務部</td> <td>行財政改革局</td> <td>人権局</td> <td>総合事務センター</td> </tr> <tr><td colspan="4">略</td></tr> </table>				略				総務部	行財政改革局	人権局	総合事務センター	略			
略																															
総務部	デジタル・行財政改革局 人権局 総合事務センター																														
略																															
略																															
総務部	行財政改革局	人権局	総合事務センター																												
略																															
(課及び課内室等の設置)				(課及び課内室等の設置)																											
第6条 次の表の第1欄に掲げる部局及び第2欄に掲げる部内局に、同表の第3欄に掲げる課を置き、課に同表の第4欄に掲げる課内室等を置く。				第6条 次の表の第1欄に掲げる部局及び第2欄に掲げる部内局に、同表の第3欄に掲げる課を置き、課に同表の第4欄に掲げる課内室等を置く。																											
部局	部内局	課	課内室等	部局	部内局	課	課内室等																								
新型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 本 部 事 務 局		略		新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 本 部 事 務 局		略																									
		クラスター 対策チーム				ク ラ ス タ ー 対 策 チ ー ム																									
		保健所応援 チーム																													
		略				略																									
略				略																											
交 流 人 口 拡 大 本 部	略 観 光 交 流 局	観 光 戦 略 課	サイクルツー リズム振興室	交 流 人 口 拡 大 本 部	観 光 交 流 局	観 光 戦 略 課																									
		略				略																									
		略																													
総務部		総務課		総務部		総務課																									
		財政課				財 政 課																									
		政策法務課				政 策 法 務 課																									
		税務課				税 務 課																									

		営繕課	
		人事企画課	給与室
		職員支援課	
		職員人材開発センター	
		行政監察・法人指導課	
	デジタル・行財政改革局	デジタル改革推進課	
		行財政改革推進課	
	略		
地域づくり推進部		略	
		県民参画協働課	ボランティア社会推進室
		略	
スポーツ振興局	スポーツ課		
	ねんりんピック・関西ワールドマスターズゲームズ推進課		
	略		
文化財局	略		
	とっとり弥生の王国推進課	青谷かみじち史跡公園準備室	
福祉保健部	ささえあい福祉局	福祉保健課	地域福祉推進室
		略	
	略		
商工労働部	略		
	雇用人材局	略	
		産業人材課	未来創造人材室
	略		
農林水産部	略		
	水産振興局	水産振興課	
		漁業調整課	
	略		

		営繕課	
		行政監察・法人指導課	
		情報政策課	次世代改革室
行財政改革局		人事企画課	給与室
		職員支援課	
		資産活用推進課	
		職員人材開発センター	
	略		
地域づくり推進部		略	
		県民参画協働課	共生社会プロジェクト推進室
		略	
スポーツ振興局	スポーツ課	ねんりんピック・関西ワールドマスターズゲームズ準備室	
		略	
文化財局	略		
	とっとり弥生の王国推進課	青谷上寺地遺跡整備室	
福祉保健部	ささえあい福祉局	福祉保健課	くらし応援対策室
		略	
	略		
商工労働部	略		
	雇用人材局	略	
		産業人材課	
	略		
農林水産部	略		
	水産振興局	水産課	水産振興室
		略	

(新型コロナウイルス感染症対策本部事務局各課の所掌事務)

第6条の2 新型コロナウイルス感染症対策本部事務局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

新型コロナウイルス感染症対策総合調整課～クラスター対策チーム 略

保健所応援チーム

新型コロナウイルス感染症に係る保健所応援体制整備の総合調整に関すること。

認証事業所・ガイドライン対策チーム・人権啓発チーム 略

(令和新時代創造本部各課の所掌事務)

第6条の3 令和新時代創造本部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

政策戦略監新時代・SDGs<sup>エスディーゼーズ</sup>推進課

(1)～(3) 略

(4) 県政におけるSDGs<sup>エスディーゼーズ</sup> (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標)に係る施策の総括に関すること。

(5)～(8) 略

政策戦略監総合統括課～統計課 略

(交流人口拡大本部各課の所掌事務)

第6条の4 交流人口拡大本部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

ふるさと人口政策課～名古屋代表部 略

観光交流局観光戦略課

(1)～(4) 略

(5) サイクルツーリズムをはじめとする自転車活用施策の推進に関すること。

(6) 略

(7) 略

観光交流局国際観光誘客課～観光交流局まんが王国官房 略

(総務部各課の所掌事務)

第7条 総務部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

総務課～政策法務課 略

税務課

(1)～(5) 略

(6) 債権管理の支援及び調整に関すること。

(7) 略

(新型コロナウイルス感染症対策本部事務局各課の所掌事務)

第6条の2 新型コロナウイルス感染症対策本部事務局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

新型コロナウイルス感染症対策総合調整課～クラスター対策チーム 略

認証事業所・ガイドライン対策チーム・人権啓発チーム 略

(令和新時代創造本部各課の所掌事務)

第6条の3 令和新時代創造本部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

政策戦略監新時代・SDGs<sup>エスディーゼーズ</sup>推進課

(1)～(3) 略

(4) 県政におけるSDGs<sup>エスディーゼーズ</sup> (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標)に係る施策の総括に関すること。

(5)～(8) 略

政策戦略監総合統括課～統計課 略

(交流人口拡大本部各課の所掌事務)

第6条の4 交流人口拡大本部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

ふるさと人口政策課～名古屋代表部 略

観光交流局観光戦略課

(1)～(4) 略

(5) 略

(6) 略

観光交流局国際観光誘客課～観光交流局まんが王国官房 略

(総務部各課の所掌事務)

第7条 総務部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

総務課～政策法務課 略

税務課

(1)～(5) 略

(6) 債権管理の支援調整に関すること。

(7) 略

<p>(8) <u>ふるさと納税に関すること。</u>                  営繕課 略                  人事企画課                  (1) <u>職員の任免、配置、分限、懲戒、勤務成績の評価及び表彰に関すること。</u>                  (2) <u>行政組織及び職員の定数に関すること。</u>                  (3) <u>職員の人材育成に関すること。</u>                  (4) <u>職員の服務に関すること。</u>                  (5) <u>その他人事管理に関すること。</u>                  (6) <u>職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関すること。</u>                  (7) <u>職員団体に関すること。</u>                  (8) <u>災害復興推進の体制整備に関すること。</u>                  (9) <u>県の出資法人等の総合調整に関すること</u>                  (財政課の所掌に属するものを除く。)                  職員支援課                  (1) <u>職員のワークライフバランス等の働き方改革に関すること。</u>                  (2) <u>職員の社会的活動への参加に関する意識の啓発に関すること。</u>                  (3) <u>職員の衛生管理に関すること。</u>                  (4) <u>公務災害補償に関すること。</u>                  (5) <u>職員の自動車事故に係る損害賠償に関すること。</u>                  (6) <u>その他職員の厚生福利に関すること。</u>                  職員人材開発センター  <u>県、市町村、地方公共団体の組合、特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）その他行政と密接に関わる事務を行う団体の職員の資質の向上並びに事務能率の増進を図るための研修の企画及び実践に関すること。</u>                  行政監察・法人指導課 略</p>	<p>営繕課 略                  行政監察・法人指導課 略                  情報政策課                  (1) <u>情報化施策に関する企画及び総合調整に関すること。</u>                  (2) <u>地域の高度情報化の推進に関すること。</u>                  (3) <u>行政情報化の推進に関すること。</u>                  (4) <u>住民基本台帳ネットワークシステムに関すること。</u>                  (5) <u>個人番号の制度に関すること。</u>                  (6) <u>個人情報の提供に用いるネットワークシステムに関すること。</u>                  (7) <u>小規模な有線電気通信設備を用いる放送に</u></p>
--	---

関すること。

- (8) 鳥取県版Society5.0（政府が提唱するSociety5.0（仮想空間と現実空間とを高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会をいう。）の理念にのっとり、本県が提唱する社会をいう。）の実現のための施策の推進に関すること。

行財政改革局人事企画課

- (1) 職員の任免、配置、分限、懲戒、勤務成績の評価及び表彰に関すること。
- (2) 行政組織及び職員の定数に関すること。
- (3) 県の適正な業務の執行等の確保に関すること（行政監察・法人指導課の所掌に属するものを除く。）。
- (4) 職員の人材育成に関すること。
- (5) 職員の服務に関すること。
- (6) その他人事管理に関すること。
- (7) 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関すること。
- (8) 職員団体に関すること。
- (9) 災害復興推進の体制整備に関すること。
- (10) 県の出資法人等の総合調整に関すること（財政課の所掌に属するものを除く。）。
- (11) その他局内他課の所掌に属しないこと。

行財政改革局職員支援課

- (1) 業務の改革及び改善並びに職員のワークライフバランス等の働き方改革に関すること。
- (2) 職員の社会的活動への参加に関する意識の啓発に関すること。
- (3) 職員の衛生管理に関すること。
- (4) 公務災害補償に関すること。
- (5) 職員の自動車事故に係る損害賠償に関すること。
- (6) その他職員の厚生福利に関すること。

行財政改革局資産活用推進課

- (1) 官民の連携による公共施設等の整備及び運営の検討に関すること。
- (2) 公有財産の取得管理及び処分に関すること。
- (3) 建物の評価に関すること。
- (4) ふるさと納税に関すること。
- (5) その他財源確保対策に関すること。

行財政改革局職員人材開発センター

県、市町村、地方公共団体の組合、特定地方独

<p>デジタル・行財政改革局デジタル改革推進課</p> <p>(1) <u>情報化施策に関する企画及び総合調整に関すること。</u></p> <p>(2) <u>地域の高度情報化の推進に関すること。</u></p> <p>(3) <u>行政情報化の推進に関すること（県庁のデジタルトランスフォーメーションの推進を含む。）。</u></p> <p>(4) <u>住民基本台帳ネットワークシステムに関すること。</u></p> <p>(5) <u>個人番号の制度に関すること。</u></p> <p>(6) <u>個人情報の提供に用いるネットワークシステムに関すること。</u></p> <p>(7) <u>小規模な有線電気通信設備を用いる放送に関すること。</u></p> <p>(8) <u>デジタル田園都市国家構想及び鳥取県版 Society5.0（政府が提唱するSociety5.0（仮想空間と現実空間とを高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会をいう。）の理念にのっとり、本県が提唱する社会をいう。）の実現のための施策の推進に関すること。</u></p> <p>(9) <u>その他局内他課の所掌に属しないこと。</u></p> <p>デジタル・行財政改革局行財政改革推進課</p> <p>(1) <u>県庁の行財政改革の統括に関すること（業務の改革及び改善を含む。）。</u></p> <p>(2) <u>官民の連携の推進及び総合調整に関すること（公共施設等の整備及び運営の検討を含む。）。</u></p> <p>(3) <u>公有財産の取得管理及び処分に関すること。</u></p> <p>(4) <u>建物の評価に関すること。</u></p> <p>(5) <u>その他財源確保対策に関すること。</u></p> <p>(6) <u>県の適正な業務の執行等の確保に関すること（行政監察・法人指導課の所掌に属するものを除く。）。</u></p> <p>人権局人権・同和対策課～総合事務センター物品契約課 略</p> <p>(地域づくり推進部各課の所掌事務)</p>	<p><u>立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）その他行政と密接に関わる事務を行う団体の職員の資質の向上並びに事務能率の増進を図るための研修の企画及び実践に関すること。</u></p> <p>人権局人権・同和対策課～総合事務センター物品契約課 略</p> <p>(地域づくり推進部各課の所掌事務)</p>
--	---

第8条 地域づくり推進部各課及び中山間振興統括本部の所掌事務は、次のとおりとする。

市町村課 略  
 県民参画協働課

- (1) 略
- (2) ボランティア社会の実現のための施策の推進及び総合調整に関すること。
- (3)～(8) 略

文化政策課 略  
 スポーツ振興局スポーツ課

- (1)～(4) 略

- (5) 略

(6) その他局内他課の所掌に属しないこと。  
スポーツ振興局ねんりんピック・関西ワールドマスタースゲームズ推進課

- (1) ねんりんピックに関すること。
- (2) ワールドマスタースゲームズに関すること。

中山間・地域交通局中山間地域政策課～文化財局とっとり弥生の王国推進課 略

(福祉保健部各課の所掌事務)

第9条 福祉保健部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

ささえあい福祉局福祉保健課

- (1)～(7) 略
- (8) 生活困窮者の総合支援に関すること。

- (9)～(24) 略

ささえあい福祉局福祉監査指導課

- (1) 略
- (2) 社会福祉連携推進法人に関すること。
- (3) 略

ささえあい福祉局障がい福祉課～健康医療局医療・保険課 略

(子育て・人財局各課の所掌事務)

第9条の2 子育て・人財局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

子育て王国課 略

第8条 地域づくり推進部各課及び中山間振興統括本部の所掌事務は、次のとおりとする。

市町村課 略  
 県民参画協働課

- (1) 略
- (2) ボランティア等の社会参加活動の推進及び総合調整に関すること。
- (3)～(8) 略

(9) 地方創生に係る共同社会プロジェクトの総合調整に関すること。

文化政策課 略  
 スポーツ振興局スポーツ課

- (1)～(4) 略

(5) ねんりんピックに関すること。

(6) 略

(7) ワールドマスタースゲームズに関すること。

中山間・地域交通局中山間地域政策課～文化財局とっとり弥生の王国推進課 略

(福祉保健部各課の所掌事務)

第9条 福祉保健部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

ささえあい福祉局福祉保健課

- (1)～(7) 略
- (8) 生活困窮者の自立支援及び子どもの貧困対策に関すること。

- (9)～(24) 略

ささえあい福祉局福祉監査指導課

(1) 略

(2) 略

ささえあい福祉局障がい福祉課～健康医療局医療・保険課 略

(子育て・人財局各課の所掌事務)

第9条の2 子育て・人財局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

子育て王国課 略

<p>家庭支援課 (1)～(7) 略 <u>(8) 子どもの貧困対策に関すること。</u> <u>(9) ヤングケアラーの支援に関すること。</u> (10) 略 総合教育推進課 略</p> <p>(生活環境部各課の所掌事務) 第10条 生活環境部各課の所掌事務は、次のとおりとする。 環境立県推進課～くらしの安心局消費生活センター 略 くらしの安心局住まいまちづくり課 (1)～(16) 略 <u>(17) 盛土等に係る斜面の安全確保に関すること</u> <u>(技術企画課の所掌に属するものを除く。)</u> (18) 略 (19) 略 くらしの安心局水環境保全課 略</p> <p>(商工労働部各課の所掌事務) 第11条 商工労働部各課の所掌事務は、次のとおりとする。 商工政策課～雇用人材局とっとり働き方改革支援センター 略 雇用人材局産業人材課 (1) 略 <u>(2) 戦略的成長分野の産業人材育成に関すること。</u> (3) 略 雇用人材局鳥取県立鳥取ハローワーク～雇用人材局鳥取県立境港ハローワーク 略</p> <p>(農林水産部各課の所掌事務) 第12条 農林水産部各課及び試験場統括本部の所掌事務は、次のとおりとする。 農林水産政策課～森林・林業振興局県産材・林産振興課 略 森林・林業振興局森林づくり推進課 (1)～(7) 略 <u>(8) 優良種苗の安定供給に関すること。</u> (9) 略 (10) 略 (11) 略 (12) 略</p>	<p>家庭支援課 (1)～(7) 略 (8) 略 総合教育推進課 略</p> <p>(生活環境部各課の所掌事務) 第10条 生活環境部各課の所掌事務は、次のとおりとする。 環境立県推進課～くらしの安心局消費生活センター 略 くらしの安心局住まいまちづくり課 (1)～(16) 略 (17) 略 (18) 略 くらしの安心局水環境保全課 略</p> <p>(商工労働部各課の所掌事務) 第11条 商工労働部各課の所掌事務は、次のとおりとする。 商工政策課～雇用人材局とっとり働き方改革支援センター 略 雇用人材局産業人材課 (1) 略 (2) 略 雇用人材局鳥取県立鳥取ハローワーク～雇用人材局鳥取県立境港ハローワーク 略</p> <p>(農林水産部各課の所掌事務) 第12条 農林水産部各課及び試験場統括本部の所掌事務は、次のとおりとする。 農林水産政策課～森林・林業振興局県産材・林産振興課 略 森林・林業振興局森林づくり推進課 (1)～(7) 略 (8) 略 (9) 略 (10) 略 (11) 略</p>
--	---

(13) 略

## 水産振興局水産振興課

- (1) 水産業振興に関すること。
- (2) 漁業金融に関すること。
- (3) 漁ろう及び水産物加工に関すること。
- (4) 水産増殖に関すること。
- (5) 養殖振興に関すること。
- (6) 沿岸漁場の維持管理及び工事に関すること。
- (7) 水産物の産地市場に関すること。
- (8) 水産事務所にに関すること（産業未来創造課と共管）。
- (9) 栽培漁業センター及びとっとり賀露かっこ館に関すること。
- (10) その他他課の所掌に属しない水産に関すること。

## 水産振興局漁業調整課

- (1) 漁業調整に関すること。
- (2) 漁業取締りにに関すること（水産事務所の所掌に属するものを除く。）。
- (3) 漁船及び小型船舶に関すること（水産事務所の所掌に属するものを除く。）。
- (4) 水産資源保護に関すること。

(12) 略

## 水産振興局水産課

- (1) 水産業振興に関すること。
- (2) 漁業調整に関すること。
- (3) 漁業取締りにに関すること（水産事務所の所掌に属するものを除く。）。
- (4) 漁業金融に関すること。
- (5) 漁ろう及び水産物加工に関すること。
- (6) 水産増殖に関すること。
- (7) 漁船及び小型船舶に関すること（水産事務所の所掌に属するものを除く。）。
- (8) 水産資源保護に関すること。
- (9) 沿岸漁場の維持管理及び工事に関すること。
- (10) 水産物の産地市場に関すること。
- (11) 水産事務所にに関すること（産業未来創造課と共管）。
- (12) 水産試験場、栽培漁業センター及びとっとり賀露かっこ館に関すること。
- (13) 海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会に関すること。
- (14) その他他課の所掌に属しない水産に関すること。

<p><u>(5) 水産試験場に関すること。</u></p> <p><u>(6) 海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会に関すること。</u></p>	
<p>(県土整備部各課の所掌事務)</p> <p>第14条 県土整備部各課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>県土総務課 略</p> <p>技術企画課</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p><u>(11) 盛土等に係る斜面の安全確保に係る土木技術に関すること。</u></p> <p>道路企画課～空港港湾課 略</p>	<p>(県土整備部各課の所掌事務)</p> <p>第14条 県土整備部各課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>県土総務課 略</p> <p>技術企画課</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>道路企画課～空港港湾課 略</p>
<p>(職制及び職務)</p> <p>第16条 略</p> <p>2～14 略</p> <p><u>15 原子力モニタリング専門官を危機管理局に置き、環境放射能の測定及び分析の総合調整に関する事務をつかさどる。</u></p> <p><u>16 原子力防災訓練推進官を危機管理局に置き、原子力防災訓練に係る実効性の強化の統括に関する事務をつかさどる。</u></p> <p><u>17 原子力安全監督官を危機管理局に置き、原子力に係る安全監視及び情報発信の統括に関する事務をつかさどる。</u></p> <p><u>18 サイクルツーリズム振興監を交流人口拡大本部に置き、サイクルツーリズムをはじめとする自転車施策の総合調整に関する事務をつかさどる。</u></p> <p><u>19 略</u></p> <p><u>20 債権管理幹を総務部に置き、債権管理の統括に関する事務をつかさどる。</u></p> <p><u>21 略</u></p> <p><u>22 略</u></p> <p><u>23 略</u></p> <p><u>24 略</u></p> <p><u>25 略</u></p> <p><u>26 略</u></p> <p><u>27 略</u></p> <p><u>28 略</u></p>	<p>(職制及び職務)</p> <p>第16条 略</p> <p>2～14 略</p> <p><u>15 略</u></p> <p><u>16 デジタル戦略監を総務部に置き、県政におけるデジタル改革の推進に関する事務をつかさどる。</u></p> <p><u>17 略</u></p> <p><u>18 略</u></p> <p><u>19 略</u></p> <p><u>20 略</u></p> <p><u>21 略</u></p> <p><u>22 略</u></p> <p><u>23 略</u></p> <p><u>24 略</u></p>
<p>(内部組織)</p> <p>第21条 鳥取県中部総合事務所に、次の表の左欄に</p>	<p>(内部組織)</p> <p>第21条 鳥取県中部総合事務所に、次の表の左欄に</p>

掲げる局を置き、局の事務を分掌させるため、それぞれ同表の中欄に掲げる課を置き、それぞれ同表の右欄に掲げる室等を置く。

県民福祉局	略	
	総務室	
	略	
略		
農林局	農業振興課	
	農商工連携チーム	
	略	
略		

2 鳥取県西部総合事務所に、次の表の左欄に掲げる局を置き、局の事務を分掌させるため、それぞれ同表の中欄に掲げる課を置き、それぞれ同表の右欄に掲げる室等を置く。

県民福祉局	略	
	総務室	
	略	
略		
農林局	農林業振興課	林業振興室
	農商工連携チーム	
	略	
略		

3 略

(県民福祉局各課の所掌事務)

第22条 中部総合事務所県民福祉局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

県民福祉局中部振興課・県民福祉局総務室 略

県民福祉局中山間地域振興チーム 略

第22条の2 西部総合事務所県民福祉局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

県民福祉局西部振興課 略

掲げる局を置き、局の事務を分掌させるため、それぞれ同表の中欄に掲げる課を置き、それぞれ同表の右欄に掲げる室等を置く。

県民福祉局	略	
	総務室	
	農商工連携チーム	
略		
略		
農林局	農業振興課	
	略	
	略	
略		

2 鳥取県西部総合事務所に、次の表の左欄に掲げる局を置き、局の事務を分掌させるため、それぞれ同表の中欄に掲げる課を置き、それぞれ同表の右欄に掲げる室等を置く。

県民福祉局	略	
	総務室	
	農商工連携チーム	
略		
略		
農林局	農林業振興課	林業振興室
	略	
	略	
略		

3 略

(県民福祉局各課の所掌事務)

第22条 中部総合事務所県民福祉局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

県民福祉局中部振興課・県民福祉局総務室 略

県民福祉局農商工連携チーム

中小企業者と農林漁業者の連携による事業活動の促進に関すること。

県民福祉局中山間地域振興チーム 略

第22条の2 西部総合事務所県民福祉局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

県民福祉局西部振興課 略

<p>県民福祉局西部観光商工課 (1)～(6) 略</p> <p>(7) 略 県民福祉局総務室 略</p> <p>県民福祉局中山間地域振興チーム 略</p> <p>(農林局各課の所掌事務) 第22条の5 中部総合事務所農林局各課の所掌事務は、次のとおりとする。 農林局農業振興課 略 <u>農林局農商工連携チーム</u> (1) <u>農商工連携の促進に関すること。</u> (2) <u>食のみやこ鳥取県の推進に関すること。</u> 農林局倉吉農業改良普及所～農林局林業振興課 略</p> <p>第22条の6 西部総合事務所農林局各課の所掌事務は、次のとおりとする。 農林局農林業振興課 略 <u>農林局農商工連携チーム</u> (1) <u>農商工連携の促進に関すること。</u> (2) <u>食のみやこ鳥取県の推進並びに地元食材のブランド化及び販路拡大に関すること。</u> 農林局西部農業改良普及所・農林局地域整備課 略</p> <p>(県土整備局各課の所掌事務) 第22条の7 県土整備局及び米子県土整備局（以下この条において「県土整備局」という。）各課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において、米子県土整備局各課の所掌事務からは、日野振興センター日野県土整備局各課の所掌に属するものを除くものとする。 県土整備局建設総務課 略 県土整備局維持管理課 (1)～(2) 略</p> <p>(3) 略 (4) 略</p>	<p>県民福祉局西部観光商工課 (1)～(6) 略 (7) <u>地元食材のブランド化及び販路拡大に関すること。</u> (8) 略 県民福祉局総務室 略 <u>県民福祉局農商工連携チーム</u> <u>中小企業者と農林漁業者の連携による事業活動の促進に関すること。</u> 県民福祉局中山間地域振興チーム 略</p> <p>(農林局各課の所掌事務) 第22条の5 中部総合事務所農林局各課の所掌事務は、次のとおりとする。 農林局農業振興課 略</p> <p>農林局倉吉農業改良普及所～農林局林業振興課 略</p> <p>第22条の6 西部総合事務所農林局各課の所掌事務は、次のとおりとする。 農林局農林業振興課 略</p> <p>農林局西部農業改良普及所・農林局地域整備課 略</p> <p>(県土整備局各課の所掌事務) 第22条の7 県土整備局及び米子県土整備局（以下この条において「県土整備局」という。）各課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において、米子県土整備局各課の所掌事務からは、日野振興センター日野県土整備局各課の所掌に属するものを除くものとする。 県土整備局建設総務課 略 県土整備局維持管理課 (1)～(2) 略 (3) <u>都市公園の修繕に関すること(中部総合事務所に限る。)</u> (4) 略 (5) 略</p>
--	---

県土整備局用地課～県土整備局河川砂防課 略

(日野振興センター日野県土整備局各課の所掌事務)

第22条の9 日野振興センター日野県土整備局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

日野振興センター日野県土整備局建設総務課  
日野郡の区域における次に掲げる事務

- (1)～(3) 略
- (4) 土木工事の施工基準（設計単価及び歩掛を含む。）に関する事。
- (5)～(7) 略

日野振興センター日野県土整備局維持管理課～  
日野振興センター日野県土整備局河川砂防課  
略

(内部組織及び所掌事務)

第35条 略

2 各課及び支所の所掌事務は、次のとおりとする。

収税課

- (1)～(11) 略
- (12) 債権管理の支援に関する事。
- (13) 略
- (14) 略

課税課・支所 略

(内部組織及び所掌事務)

第39条 東部地域振興事務所に、次の表に掲げる課等を置く。

東部振興課
略

2 各課等の所掌事務は、次のとおりとする。

東部振興課 略

中山間地域振興チーム 略

(内部組織及び所掌事務)

第108条 東部農林事務所に、次の表の左欄に掲げる課等を置き、課等の事務を分掌させるため、それぞれ同表の右欄に掲げる室を置く。

農業振興課	
-------	--

県土整備局用地課～県土整備局河川砂防課 略

(日野振興センター日野県土整備局各課の所掌事務)

第22条の9 日野振興センター日野県土整備局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

日野振興センター日野県土整備局建設総務課  
日野郡の区域における次に掲げる事務

- (1)～(3) 略
- (4) 土木工事の施行基準（設計単価及び歩掛を含む。）に関する事。
- (5)～(7) 略

日野振興センター日野県土整備局維持管理課～  
日野振興センター日野県土整備局河川砂防課  
略

(内部組織及び所掌事務)

第35条 略

2 各課及び支所の所掌事務は、次のとおりとする。

収税課

- (1)～(11) 略
- (12) 略
- (13) 略

課税課・支所 略

(内部組織及び所掌事務)

第39条 東部地域振興事務所に、次の表に掲げる課等を置く。

東部振興課
農商工連携チーム
略

2 各課等の所掌事務は、次のとおりとする。

東部振興課 略

農商工連携チーム

中小企業者と農林漁業者の連携による事業活動の促進に関する事。

中山間地域振興チーム 略

(内部組織及び所掌事務)

第108条 東部農林事務所に、次の表の左欄に掲げる課等を置き、課等の事務を分掌させるため、それぞれ同表の右欄に掲げる室を置く。

農業振興課	
-------	--

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">農商工連携チーム</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>2 略</p> <p>3 各課等の所掌事務は、次のとおりとする。          農業振興課 略  <u>農商工連携チーム</u>          (1) <u>農商工連携の促進に関すること。</u>          (2) <u>食のみやこ鳥取県の推進に関すること。</u>          鳥取農業改良普及所～八頭事務所八頭農業改良普及所 略</p> <p>(内部組織)          第110条の4 農業試験場に作物研究室、環境研究室及び<u>水田高度利用研究室</u>を置く。</p> <p>(所掌事務)          第130条の3 林業試験場は、次に掲げる林業に係る試験研究、調査等の事務を所掌する。          (1)・(2) 略          (3) <u>優良種苗の安定供給に関すること。</u>          (4) 略          (5) 略          (6) 略          (7) 略          (8) 略          (9) 略          (10) 略          (11) 略          (12) 略</p> <p>(所掌事務)          第132条 水産試験場は、次に掲げる水産業に係る試験研究、調査等の事務を所掌する。          (1) <u>海洋環境、水産資源及び漁ろう等</u>についての試験研究及び調査に関すること。          (2) 略</p> <p>(内部組織)          第133条 水産試験場に、<u>浮魚資源室、底魚資源室</u>及び試験船第1鳥取丸を置く。</p> <p>(所掌事務)          第154条 水産事務所は、水産業の振興を図るため、次に掲げる事務を所掌する。          (1) <u>漁港その他漁業用施設に関すること。</u></p>	農商工連携チーム		略		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>2 略</p> <p>3 各課等の所掌事務は、次のとおりとする。          農業振興課 略</p> <p>鳥取農業改良普及所～八頭事務所八頭農業改良普及所 略</p> <p>(内部組織)          第110条の4 農業試験場に作物研究室、環境研究室及び<u>有機・特別栽培研究室</u>を置く。</p> <p>(所掌事務)          第130条の3 林業試験場は、次に掲げる林業に係る試験研究、調査等の事務を所掌する。          (1)・(2) 略          (3) 略          (4) 略          (5) 略          (6) 略          (7) 略          (8) 略          (9) 略          (10) 略          (11) 略</p> <p>(所掌事務)          第132条 水産試験場は、次に掲げる水産業に係る試験研究、調査等の事務を所掌する。          (1) <u>海洋環境、漁ろう及び水産資源等</u>についての試験研究及び調査に関すること。          (2) 略</p> <p>(内部組織)          第133条 水産試験場に、<u>漁場開発室、海洋資源室</u>及び試験船第1鳥取丸を置く。</p> <p>(所掌事務)          第154条 水産事務所は、水産業の振興を図るため、次に掲げる事務を所掌する。          (1) <u>漁業取締りに関すること。</u></p>			略	
農商工連携チーム									
略									
略									

- (2) 水産物の流通に関すること。
- (3) 境港水産物地方卸売市場に関すること。
- (4) 漁業取締りに関すること。
- (5) 漁船及び小型船舶に関すること。
- (6) 略

(附属機関の庶務担当機関)

第159条 鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第1項の規定により設置された附属機関の庶務担当機関は、次のとおりとする。

附属機関	庶務担当機関
略	
鳥取県職員の処分等に係る評価委員会	人事企画課
鳥取県知事等の給与に関する有識者会議	
鳥取県公務災害補償等認定委員会	職員支援課
鳥取県公務災害補償等審査会	
鳥取県職員健康管理審査会	
鳥取県職員人材開発センター運営審議会	職員人材開発センター
鳥取県公益認定等審議会	行政監察・法人指導課
鳥取県財産評価審議会	デジタル・行財政改革局行財政改革推進課
略	
鳥取県スポーツ審議会	スポーツ振興局スポーツ課
略	
鳥取県カワウ繁殖抑制対策検討会	水産振興局 <u>水産振興課</u>
略	

2 略

- (2) 漁船及び小型船舶に関すること。
- (3) 漁港その他漁業用施設に関すること。
- (4) 水産物の流通に関すること。
- (5) 境港水産物地方卸売市場に関すること。
- (6) 略

(附属機関の庶務担当機関)

第159条 鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第1項の規定により設置された附属機関の庶務担当機関は、次のとおりとする。

附属機関	庶務担当機関
略	
鳥取県公益認定等審議会	行政監察・法人指導課
鳥取県職員の処分等に係る評価委員会	行財政改革局人事企画課
鳥取県知事等の給与に関する有識者会議	
鳥取県公務災害補償等認定委員会	行財政改革局職員支援課
鳥取県公務災害補償等審査会	
鳥取県職員健康管理審査会	
鳥取県財産評価審議会	行財政改革局資産活用推進課
鳥取県職員人材開発センター運営審議会	行財政改革局職員人材開発センター
略	
鳥取県スポーツ審議会	スポーツ振興局スポーツ課
2020東京オリンピック・パラリンピック関連事業検討委員会	
略	
鳥取県カワウ繁殖抑制対策検討会	水産振興局 <u>水産課</u>
略	

2 略

(職員の仕事の設置に関する規則の一部改正)

第2条 職員の仕事の設置に関する規則（昭和39年鳥取県規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別表（第2条関係）</p> <p>統轄監、部長、本部長、局長、所長、理事監、会計管理者、次長、参事監、クラスター対策監、<small>エスディージャーズ</small>鳥取県SDGs推進・温室効果ガス削減戦略本部事務局長、政策戦略監、<u>サイクルツーリズム振興監</u>、原子力安全対策監、鳥取県Society5.0推進本部事務局長、文化振興監、官房長、経済産業振興監、通商物流戦略監、農業振興監、業務適正化推進本部事務局長、関西ワールドマスターズゲームズ鳥取県実施本部事務局長、室長、副局長、校長、館長、園長、課長、星空環境推進幹、中部復興支援幹、参事、危機管理専門官、危機管理情報官、<u>原子力モニタリング専門官</u>、<u>原子力防災訓練推進官</u>、<u>原子力安全監督官</u>、観光誘客ディレクター、副官房長、事務局長、主任教授、副所長、副校長、総括検査専門員、検査専門員、<u>債権管理幹</u>、<u>税務専門員</u>、<u>用地専門員</u>、業務適正化推進幹、業務適正化監察幹、チーム長、副本部長、支所長、中山間地域振興リーダー、課長補佐、主幹、室長補佐、教授、総括主計員、主計員、税務主幹、地方交通主幹、教務主幹、専技主幹、普及主幹、用地主幹、係長、副主幹、教務主任、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、査察指導員、保育士長、副保育士長、准教授、農業専門技術員、生活改良専門技術員、林業専門技術員、普及指導員、林業普及指導員、管理栄養主任、診療放射線主任、理学療法主任、作業療法主任、歯科衛生主任、言語聴覚主任、臨床心理主任、職業訓練指導主任、社会福祉主任、児童福祉主任、児童指導主任、児童心理主任、精神福祉主任、精神保健福祉主任、心理判定主任、心理療法主任、医療ソーシャルワーカー主任、主事、学芸員補、機械技師、電気技師、衛生技師、造園技師、建築技師、商工技師、農林技師、水産技師、土木技師、教官、保健師、社会福祉主事、精神福祉主事、精神保健福祉士、心理療法士、心理判定員、児童心理司、児童福祉司、児童自立支援専門員、児童指導員、児童生活支援員、生活指導員、保育士、管理栄養士、理学療法士、医療ソーシャルワーカー、臨床心理士、臨床検査技師、講師、薬剤師、看護師、歯科衛生士、職業訓練指導員、改良普及員、</p>	<p>別表（第2条関係）</p> <p>統轄監、部長、本部長、局長、所長、理事監、会計管理者、次長、参事監、クラスター対策監、<small>エスディージャーズ</small>鳥取県SDGs推進・温室効果ガス削減戦略本部事務局長、政策戦略監、原子力安全対策監、<u>デジタル戦略監</u>、鳥取県Society5.0推進本部事務局長、文化振興監、官房長、経済産業振興監、通商物流戦略監、農業振興監、業務適正化推進本部事務局長、関西ワールドマスターズゲームズ鳥取県実施本部事務局長、室長、副局長、校長、館長、園長、課長、星空環境推進幹、中部復興支援幹、参事、危機管理専門官、危機管理情報官、観光誘客ディレクター、副官房長、事務局長、主任教授、副所長、副校長、総括検査専門員、検査専門員、税務専門員、用地専門員、業務適正化推進幹、業務適正化監察幹、チーム長、副本部長、支所長、中山間地域振興リーダー、課長補佐、主幹、室長補佐、教授、総括主計員、主計員、税務主幹、地方交通主幹、教務主幹、専技主幹、普及主幹、用地主幹、係長、副主幹、教務主任、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、査察指導員、保育士長、副保育士長、准教授、農業専門技術員、生活改良専門技術員、林業専門技術員、普及指導員、林業普及指導員、管理栄養主任、診療放射線主任、理学療法主任、作業療法主任、歯科衛生主任、言語聴覚主任、臨床心理主任、職業訓練指導主任、社会福祉主任、児童福祉主任、児童指導主任、児童心理主任、精神福祉主任、精神保健福祉主任、心理判定主任、心理療法主任、医療ソーシャルワーカー主任、主事、学芸員補、機械技師、電気技師、衛生技師、造園技師、建築技師、商工技師、農林技師、水産技師、土木技師、教官、保健師、社会福祉主事、精神福祉主事、精神保健福祉士、心理療法士、心理判定員、児童心理司、児童福祉司、児童自立支援専門員、児童指導員、児童生活支援員、生活指導員、保育士、管理栄養士、理学療法士、医療ソーシャルワーカー、臨床心理士、臨床検査技師、講師、薬剤師、看護師、歯科衛生士、職業訓練指導員、改良普及員、文化財主事、場長、上席研究員、分場長、試験地</p>

<p>林業改良指導員、専門員、総括専門員、副館長、文化財主事、場長、上席研究員、分場長、試験地長、主幹学芸員、主幹研究員、主任学芸員、サブチーム長、主任研究員、研究員、学芸員、院長、副院長、医長、副医長、医師、歯科医師、診療放射線技師、作業療法士、言語聴覚士、看護師長、副看護師長、看護主任、准看護師、船長、機関長、機関士長、航海士長、漁業取締専門員、機関士、航海士、現業職長、現業技術員、農業技手、畜産技手、現業主事、介助員、映画監督、映画制作スタッフ、隊長、副隊長、隊員、保安管理員、液化石油ガス検査員、医療監視員、薬事監視員、毒物劇物監視員、麻薬取締員、栄養指導員、環境衛生指導員、食品衛生監視員、家庭用品衛生監視員、防疫員、肥料検査員、土地調査員、建築主事、建築監視員、狂犬病予防員、動物愛護管理員、狂犬病予防技術員、動物愛護技術員、鳥取砂丘レンジャー、公営住宅監理員、小作主事、と畜検査員、地方種畜検査委員、家畜防疫員、森林害虫防除員、魚類防疫員、漁業監督吏員、道路監理員、河川監理員、砂防管理員、出納員、分任出納員、会計員、企業出納員及び現金取扱員</p>	<p>長、主幹学芸員、主幹研究員、主任学芸員、サブチーム長、主任研究員、研究員、学芸員、院長、副院長、医長、副医長、医師、歯科医師、診療放射線技師、作業療法士、言語聴覚士、看護師長、副看護師長、看護主任、准看護師、船長、機関長、機関士長、航海士長、漁業取締専門員、機関士、航海士、現業職長、現業技術員、農業技手、畜産技手、<u>林業技手</u>、現業主事、介助員、映画監督、映画制作スタッフ、隊長、副隊長、隊員、保安管理員、液化石油ガス検査員、医療監視員、薬事監視員、毒物劇物監視員、麻薬取締員、栄養指導員、環境衛生指導員、食品衛生監視員、家庭用品衛生監視員、防疫員、肥料検査員、土地調査員、建築主事、建築監視員、狂犬病予防員、動物愛護管理員、狂犬病予防技術員、動物愛護技術員、鳥取砂丘レンジャー、公営住宅監理員、小作主事、と畜検査員、地方種畜検査委員、家畜防疫員、森林害虫防除員、魚類防疫員、漁業監督吏員、道路監理員、河川監理員、砂防管理員、出納員、分任出納員、会計員、企業出納員及び現金取扱員</p>
--	--

(日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則の一部改正)

第3条 日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則（平成12年鳥取県規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(公の意思の形成への参画に携わる職)                      第3条 公の意思の形成への参画に携わる職は、次に掲げる職とする。                      (1) 鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号。以下「組織条例」という。）第14条第1項に規定する統轄監及び部局長、鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号。以下「組織規則」という。）第16条第1項の規定により置かれる部内局及び課の長、同条第7項の規定により置かれる次長、同条第9項の規定により置かれる理事監及び参事監、同条第10項の規定により置かれるクラスター対策監、同条第12項の規定により置かれる危機管理専門官、同条第13項の規定により置かれる危機管理情報官、同条第14項の規定により置かれる原子力安</p>	<p>(公の意思の形成への参画に携わる職)                      第3条 公の意思の形成への参画に携わる職は、次に掲げる職とする。                      (1) 鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号。以下「組織条例」という。）第14条第1項に規定する統轄監及び部局長、鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号。以下「組織規則」という。）第16条第1項の規定により置かれる部内局及び課の長、同条第7項の規定により置かれる次長、同条第9項の規定により置かれる理事監及び参事監、同条第10項の規定により置かれるクラスター対策監、同条第12項の規定により置かれる危機管理専門官、同条第13項の規定により置かれる危機管理情報官、同条第14項の規定により置かれる原子力安</p>

<p>全対策監、<u>同条第15項の規定により置かれる原子力モニタリング専門官</u>、<u>同条第16項の規定により置かれる原子力防災訓練推進官</u>、<u>同条第17項の規定により置かれる原子力安全監督官</u>、<u>同条第18項の規定により置かれるサイクルツーリズム振興監</u>、<u>同条第20項の規定により置かれる債権管理幹</u>、<u>同条第25項の規定により置かれる文化振興監並びに同条第28項の規定により置かれる経済産業振興監</u></p> <p>(2)～(5) 略</p>	<p>全対策監、<u>同条第16項の規定により置かれるデジタル戦略監</u>、<u>同条第21項の規定により置かれる文化振興監並びに同条第24項の規定により置かれる経済産業振興監</u></p> <p>(2)～(5) 略</p>
--	--

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第1条中鳥取県行政組織規則第10条及び第14条の改正規定は、令和4年5月1日から施行する。

(鳥取県漁船法施行細則の一部改正)

- 鳥取県漁船法施行細則（昭和26年鳥取県規則第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(建造、改造、転用及び変更許可)</p> <p>第6条 法第4条第5項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定により知事（鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）第6条又は第7条の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあっては、当該委任を受けた鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第6条の規定により設置された<u>水産振興局漁業調整課</u>の長又は鳥取県水産事務所設置条例（平成12年鳥取県条例第28号）第1条の規定により設置された水産事務所の長。以下同じ。）が申請者に対して発する許可の通知書は、建造の場合にあっては様式第3号に、改造の場合にあっては様式第4号に、転用の場合にあっては様式第5号による。</p> <p>2 略</p>	<p>(建造、改造、転用及び変更許可)</p> <p>第6条 法第4条第5項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定により知事（鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）第6条又は第7条の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあっては、当該委任を受けた鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第6条の規定により設置された<u>水産振興局水産課</u>の長又は鳥取県水産事務所設置条例（平成12年鳥取県条例第28号）第1条の規定により設置された水産事務所の長。以下同じ。）が申請者に対して発する許可の通知書は、建造の場合にあっては様式第3号に、改造の場合にあっては様式第4号に、転用の場合にあっては様式第5号による。</p> <p>2 略</p>

(鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則の一部改正)

- 鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則（昭和39年鳥取県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(事務の範囲)</p> <p>第2条 条例別表の1の項の第2欄の規則で定める</p>	<p>(事務の範囲)</p> <p>第2条 条例別表の1の項の第2欄の規則で定める</p>

<p>事務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) <u>デジタル改革推進課</u>が集中管理するサーバーの利用に要する経費の支払に関する事務</p>	<p>事務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) <u>情報政策課</u>が集中管理するサーバーの利用に要する経費の支払に関する事務</p>
---	---

(鳥取県公有財産事務取扱規則の一部改正)

4 鳥取県公有財産事務取扱規則（昭和39年鳥取県規則第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(取得の手続)</p> <p>第7条 課長は、公有財産の取得の事務手続きをしようとするときは、電子申請等システムを利用して、起案文書に次に掲げる事項を電磁的方法により記録し、及び必要な図面その他関係書類の電磁的記録を添付して（電磁的記録を添付することができないときは、関連文書（必要な図面その他関係書類の紙文書をいう。以下同じ。）を提出して）<u>行財政改革推進課長</u>の関連審査（法令等の適正な執行を図る目的で行う審査及び確認の手続きをいう。以下同じ。）を受けなければならない。ただし、同システムを利用できない場合には、次に掲げる事項を記載した書面に<u>関連文書</u>を添えて<u>行財政改革推進課長</u>の関連審査を受けるものとする。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>2 略</p> <p>(所属換及び分類換)</p> <p>第9条 課長は、公有財産の所属換及び分類換の事務手続きをしようとするときは、電子申請等システムを利用して、起案文書に次に掲げる事項を電磁的方法により記録し、及び必要な図面その他関係書類の電磁的記録を添付して（電磁的記録を添付することができないときは、関連文書を提出して）<u>行財政改革推進課長</u>の関連審査を受けなければならない。ただし、同システムを利用できない場合には、次に掲げる事項を記載した書面に<u>関連文書</u>を添えて<u>行財政改革推進課長</u>の関連審査を受けるものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(公有財産の用途及び原形の変更又は用途の廃止)</p>	<p>(取得の手続)</p> <p>第7条 課長は、公有財産の取得の事務手続きをしようとするときは、電子申請等システムを利用して、起案文書に次に掲げる事項を電磁的方法により記録し、及び必要な図面その他関係書類の電磁的記録を添付して（電磁的記録を添付することができないときは、関連文書（必要な図面その他関係書類の紙文書をいう。以下同じ。）を提出して）<u>資産活用推進課長</u>の関連審査（法令等の適正な執行を図る目的で行う審査及び確認の手続きをいう。以下同じ。）を受けなければならない。ただし、同システムを利用できない場合には、次に掲げる事項を記載した書面に<u>関連文書</u>を添えて<u>資産活用推進課長</u>の関連審査を受けるものとする。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>2 略</p> <p>(所属換及び分類換)</p> <p>第9条 課長は、公有財産の所属換及び分類換の事務手続きをしようとするときは、電子申請等システムを利用して、起案文書に次に掲げる事項を電磁的方法により記録し、及び必要な図面その他関係書類の電磁的記録を添付して（電磁的記録を添付することができないときは、関連文書を提出して）<u>資産活用推進課長</u>の関連審査を受けなければならない。ただし、同システムを利用できない場合には、次に掲げる事項を記載した書面に<u>関連文書</u>を添えて<u>資産活用推進課長</u>の関連審査を受けるものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(公有財産の用途及び原形の変更又は用途の廃止)</p>

第10条 部長（別に定める軽易なものについては課長。次項において同じ。）は、公有財産の用途の変更、原形の変更又は用途の廃止の事務手続をしようとするときは、公有財産用途（原形）変更（廃止）承認申請書（様式第4号）を総務部長（別に定める軽易なものについては行財政改革推進課長。以下同じ。）に提出し、承認を受けなければならない。

2 略

（使用許可）

第11条 略

2 略

3 課長等は、使用許可（別に定める軽易なもの及び教育委員会に係るものを除く。）の事務手続をしようとするときは、電子申請等システムを利用して、起案文書に次に掲げる事項を電磁的方法により記録し、並びに第1項の申請書及び必要な図面その他関係書類の電磁的記録を添付して（電磁的記録を添付することができないときは、関連文書を提出して）、行財政改革推進課長の関連審査を受けなければならない。ただし、同システムを利用できない場合には、次に掲げる事項を記載した書面に関連文書を添えて行財政改革推進課長の関連審査を受けるものとする。

（1）～（11） 略

4・5 略

（使用許可内容の変更の承認）

第13条 略

2 課長等は、使用許可内容の変更の承認の事務手続をしようとするときは、電子申請等システムを利用して（同システムを利用できない場合には、書面により）、行財政改革推進課長の関連審査を受けなければならない。

3・4 略

（公有財産の貸付け）

第17条 略

2 略

3 課長等は、法第238条の4第2項から第4項まで又は法第238条の5第1項の規定による公有財産の貸付け（別に定める軽易なものを除く。）の事務手続をしようとするときは、電子申請等システムを利用して、起案文書に次に掲げる事項を電

第10条 部長（別に定める軽易なものについては課長。次項において同じ。）は、公有財産の用途の変更、原形の変更又は用途の廃止の事務手続をしようとするときは、公有財産用途（原形）変更（廃止）承認申請書（様式第4号）を総務部長（別に定める軽易なものについては資産活用推進課長。以下同じ。）に提出し、承認を受けなければならない。

2 略

（使用許可）

第11条 略

2 略

3 課長等は、使用許可（別に定める軽易なもの及び教育委員会に係るものを除く。）の事務手続をしようとするときは、電子申請等システムを利用して、起案文書に次に掲げる事項を電磁的方法により記録し、並びに第1項の申請書及び必要な図面その他関係書類の電磁的記録を添付して（電磁的記録を添付することができないときは、関連文書を提出して）、資産活用推進課長の関連審査を受けなければならない。ただし、同システムを利用できない場合には、次に掲げる事項を記載した書面に関連文書を添えて資産活用推進課長の関連審査を受けるものとする。

（1）～（11） 略

4・5 略

（使用許可内容の変更の承認）

第13条 略

2 課長等は、使用許可内容の変更の承認の事務手続をしようとするときは、電子申請等システムを利用して（同システムを利用できない場合には、書面により）、資産活用推進課長の関連審査を受けなければならない。

3・4 略

（公有財産の貸付け）

第17条 略

2 略

3 課長等は、法第238条の4第2項から第4項まで又は法第238条の5第1項の規定による公有財産の貸付け（別に定める軽易なものを除く。）の事務手続をしようとするときは、電子申請等システムを利用して、起案文書に次に掲げる事項を電

磁的方法により記録し、並びに第1項の申請書及び必要な図面その他関係書類の電磁的記録を添付して（電磁的記録を添付することができないときは、関連文書を提出して）行財政改革推進課長の関連審査を受けなければならない。ただし、同システムを利用できない場合には、次に掲げる事項を記載した書面に関連文書を添えて行財政改革推進課長の関連審査を受けるものとする。

(1)～(12) 略

4 略

(借受内容の変更)

第19条 略

2 課長等は、公有財産の借受内容の変更の事務手続をしようとするときは、電子申請等システムを利用して（同システムを利用できない場合には、書面により）、行財政改革推進課長の関連審査を受けなければならない。

3～5 略

(公有財産である土地の地上権の設定)

第24条 略

2 課長は、法第238条の4第2項又は法第238条の5第1項の規定による公有財産である土地に対する地上権の設定の事務手続をしようとするときは、電子申請等システムを利用して、起案文書に次に掲げる事項を電磁的方法により記録し、及び必要な図面その他関係書類の電磁的記録を添付して（電磁的記録を添付することができないときは、関連文書を提出して）行財政改革推進課長の関連審査を受けなければならない。ただし、同システムを利用できない場合には、次に掲げる事項を記載した書面に関連文書を添えて行財政改革推進課長の関連審査を受けるものとする。

(1)～(11) 略

(使用承認)

第29条 略

2 前項の申請書の提出を受けた課長等は、当該申請の承認の事務手続をしようとするときは、軽易なものを除き、電子申請等システムを利用して（同システムを利用できない場合には、書面により）、行財政改革推進課長の関連審査を受けなければならない。

3 略

磁的方法により記録し、並びに第1項の申請書及び必要な図面その他関係書類の電磁的記録を添付して（電磁的記録を添付することができないときは、関連文書を提出して）資産活用推進課長の関連審査を受けなければならない。ただし、同システムを利用できない場合には、次に掲げる事項を記載した書面に関連文書を添えて資産活用推進課長の関連審査を受けるものとする。

(1)～(12) 略

4 略

(借受内容の変更)

第19条 略

2 課長等は、公有財産の借受内容の変更の事務手続をしようとするときは、電子申請等システムを利用して（同システムを利用できない場合には、書面により）、資産活用推進課長の関連審査を受けなければならない。

3～5 略

(公有財産である土地の地上権の設定)

第24条 略

2 課長は、法第238条の4第2項又は法第238条の5第1項の規定による公有財産である土地に対する地上権の設定の事務手続をしようとするときは、電子申請等システムを利用して、起案文書に次に掲げる事項を電磁的方法により記録し、及び必要な図面その他関係書類の電磁的記録を添付して（電磁的記録を添付することができないときは、関連文書を提出して）資産活用推進課長の関連審査を受けなければならない。ただし、同システムを利用できない場合には、次に掲げる事項を記載した書面に関連文書を添えて資産活用推進課長の関連審査を受けるものとする。

(1)～(11) 略

(使用承認)

第29条 略

2 前項の申請書の提出を受けた課長等は、当該申請の承認の事務手続をしようとするときは、軽易なものを除き、電子申請等システムを利用して（同システムを利用できない場合には、書面により）、資産活用推進課長の関連審査を受けなければならない。

3 略

(売払い)

第31条 課長は、法第238条の5第1項の規定による公有財産の売払いの事務手続をしようとするときは、電子申請等システムを利用して、起案文書に次に掲げる事項を電磁的方法により記録し、及び必要な図面その他関係書類の電磁的記録を添付して（電磁的記録を添付することができないときは、関連文書を提出して）行財政改革推進課長の関連審査を受けなければならない。ただし、同システムを利用できない場合には、次に掲げる事項を記載した書面に関連文書を添えて行財政改革推進課長の関連審査を受けるものとする。

(1)～(13) 略

2 略

(譲与又は減額譲渡)

第32条 課長は、法第238条の5第1項の規定により公有財産を譲与し、又は時価よりも低い価額で譲渡するときの事務手続をしようとするときは、電子申請等システムを利用して、起案文書に次に掲げる事項を電磁的方法により記録し、及び必要な図面その他関係書類の電磁的記録を添付して（電磁的記録を添付することができないときは、関連文書を提出して）行財政改革推進課長の関連審査を受けなければならない。ただし、同システムを利用できない場合には、次に掲げる事項を記載した書面に関連文書を添えて行財政改革推進課長の関連審査を受けるものとする。

(1)～(10) 略

2・3 略

(交換)

第34条 課長は、法第238条の5第1項の規定による公有財産の交換の事務手続をしようとするときは、電子申請等システムを利用して、起案文書に次に掲げる事項を電磁的方法により記録し、及び必要な図面その他関係書類の電磁的記録を添付して（電磁的記録を添付することができないときは、関連文書を提出して）行財政改革推進課長の関連審査を受けなければならない。ただし、同システムを利用できない場合には、次に掲げる事項を記載した書面に関連文書を添えて行財政改革推進課長の関連審査を受けるものとする。

(1)～(10) 略

(売払い)

第31条 課長は、法第238条の5第1項の規定による公有財産の売払いの事務手続をしようとするときは、電子申請等システムを利用して、起案文書に次に掲げる事項を電磁的方法により記録し、及び必要な図面その他関係書類の電磁的記録を添付して（電磁的記録を添付することができないときは、関連文書を提出して）資産活用推進課長の関連審査を受けなければならない。ただし、同システムを利用できない場合には、次に掲げる事項を記載した書面に関連文書を添えて資産活用推進課長の関連審査を受けるものとする。

(1)～(13) 略

2 略

(譲与又は減額譲渡)

第32条 課長は、法第238条の5第1項の規定により公有財産を譲与し、又は時価よりも低い価額で譲渡するときの事務手続をしようとするときは、電子申請等システムを利用して、起案文書に次に掲げる事項を電磁的方法により記録し、及び必要な図面その他関係書類の電磁的記録を添付して（電磁的記録を添付することができないときは、関連文書を提出して）資産活用推進課長の関連審査を受けなければならない。ただし、同システムを利用できない場合には、次に掲げる事項を記載した書面に関連文書を添えて資産活用推進課長の関連審査を受けるものとする。

(1)～(10) 略

2・3 略

(交換)

第34条 課長は、法第238条の5第1項の規定による公有財産の交換の事務手続をしようとするときは、電子申請等システムを利用して、起案文書に次に掲げる事項を電磁的方法により記録し、及び必要な図面その他関係書類の電磁的記録を添付して（電磁的記録を添付することができないときは、関連文書を提出して）資産活用推進課長の関連審査を受けなければならない。ただし、同システムを利用できない場合には、次に掲げる事項を記載した書面に関連文書を添えて資産活用推進課長の関連審査を受けるものとする。

(1)～(10) 略

2 略

(売払代金等の延納の申請)

第36条 略

2 課長は、公有財産の売払代金又は交換差金の延納の特約の事務手続をしようとするときは、電子申請等システムを利用して、起案文書に次に掲げる事項を電磁的方法により記録し、及び必要な図面その他関係書類の電磁的記録を添付して（電磁的記録を添付することができないときは、関連文書を提出して）行財政改革推進課長の関連審査を受けなければならない。ただし、同システムを利用できない場合には、次に掲げる事項を記載した書面に関連文書を添えて行財政改革推進課長の関連審査を受けるものとする。

(1)～(7) 略

(取得等の事務手続の報告)

第50条 課長等は、次に掲げる事務に係る事務手続を終了したときは、速やかに事務手続終了報告書（様式第38号）に必要な図面その他関係書類を添付して行財政改革推進課長に報告しなければならない。

(1)～(8) 略

様式第32号（第43条関係）

表紙 略

(その1) 略

(その2)

土地

名称 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

略

その2（裏面）

郡市	町村	大字	字番	地目	面積 (㎡)	価額	摘要	所管課係員	行財政改革推進課係員
						円			

記載要領

1～16 略

17 所管課係員欄には、所管課担当者の印を、行財

2 略

(売払代金等の延納の申請)

第36条 略

2 課長は、公有財産の売払代金又は交換差金の延納の特約の事務手続をしようとするときは、電子申請等システムを利用して、起案文書に次に掲げる事項を電磁的方法により記録し、及び必要な図面その他関係書類の電磁的記録を添付して（電磁的記録を添付することができないときは、関連文書を提出して）資産活用推進課長の関連審査を受けなければならない。ただし、同システムを利用できない場合には、次に掲げる事項を記載した書面に関連文書を添えて資産活用推進課長の関連審査を受けるものとする。

(1)～(7) 略

(取得等の事務手続の報告)

第50条 課長等は、次に掲げる事務に係る事務手続を終了したときは、速やかに事務手続終了報告書（様式第38号）に必要な図面その他関係書類を添付して資産活用推進課長に報告しなければならない。

(1)～(8) 略

様式第32号（第43条関係）

表紙 略

(その1) 略

(その2)

土地

名称 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

略

その2（裏面）

郡市	町村	大字	字番	地目	面積 (㎡)	価額	摘要	所管課係員	行財政改革局財源確保推進課係員
						円			

記載要領

1～16 略

17 所管課係員欄には、所管課担当者の印を、行財

<p>政改革推進課係員欄には台帳を記載した係員が押印する。 (その3)</p> <p style="text-align: center;">建物</p> <p style="text-align: center;">名称 _____</p> <p style="text-align: center;">所在地 _____</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">略</div> <p>(その3) (裏面)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">年 月 日</th> <th rowspan="3">種 別</th> <th rowspan="3">構 造</th> <th colspan="3">増</th> <th colspan="3">減</th> <th colspan="3">現在</th> <th rowspan="3">所 管 課 係 員</th> <th rowspan="3">行 財 政 改 革 推 進 課 係 員</th> </tr> <tr> <th colspan="3">数量</th> <th colspan="3">数量</th> <th colspan="3">数量</th> </tr> <tr> <th>建</th> <th>延</th> <th>価 額</th> <th>建</th> <th>延</th> <th>価 額</th> <th>建</th> <th>延</th> <th>価 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>記載要領 略 (その4) ~ (その10) 略</p>	年 月 日	種 別	構 造	増			減			現在			所 管 課 係 員	行 財 政 改 革 推 進 課 係 員	数量			数量			数量			建	延	価 額	建	延	価 額	建	延	価 額																																											<p>政改革局財源確保室係員欄には台帳を記載した係員が押印する。 (その3)</p> <p style="text-align: center;">建物</p> <p style="text-align: center;">名称 _____</p> <p style="text-align: center;">所在地 _____</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">略</div> <p>(その3) (裏面)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">年 月 日</th> <th rowspan="3">種 別</th> <th rowspan="3">構 造</th> <th colspan="3">増</th> <th colspan="3">減</th> <th colspan="3">現在</th> <th rowspan="3">所 管 課 係 員</th> <th rowspan="3">行 財 政 改 革 局 財 源 確 保 室 係 員</th> </tr> <tr> <th colspan="3">数量</th> <th colspan="3">数量</th> <th colspan="3">数量</th> </tr> <tr> <th>建</th> <th>延</th> <th>価 額</th> <th>建</th> <th>延</th> <th>価 額</th> <th>建</th> <th>延</th> <th>価 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>記載要領 略 (その4) ~ (その10) 略</p>	年 月 日	種 別	構 造	増			減			現在			所 管 課 係 員	行 財 政 改 革 局 財 源 確 保 室 係 員	数量			数量			数量			建	延	価 額	建	延	価 額	建	延	価 額																																										
年 月 日				種 別	構 造	増			減			現在			所 管 課 係 員	行 財 政 改 革 推 進 課 係 員																																																																																																																																					
						数量			数量			数量																																																																																																																																									
	建	延	価 額			建	延	価 額	建	延	価 額																																																																																																																																										
年 月 日	種 別	構 造	増			減			現在			所 管 課 係 員	行 財 政 改 革 局 財 源 確 保 室 係 員																																																																																																																																								
			数量			数量			数量																																																																																																																																												
			建	延	価 額	建	延	価 額	建	延	価 額																																																																																																																																										

(鳥取県警察職員顕彰条例施行規則の一部改正)

- 5 鳥取県警察職員顕彰条例施行規則（昭和42年鳥取県規則第56号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(審査会の組織)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 委員には、<u>職員支援課長</u>、財政課長、警務部長、生活安全部長、刑事部長、交通部長、警備部長及び首席監察官を充てる。</p>	<p>(審査会の組織)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 委員には、<u>行財政改革局職員支援課長</u>、財政課長、警務部長、生活安全部長、刑事部長、交通部長、警備部長及び首席監察官を充てる。</p>

鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例第2条第1項第4号の規則で定める地域を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県規則第10号**

鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例第2条第1項第4号の規則で定める地域を定める規則の一部を改正する規則

鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例第2条第1項第4号の規則で定める地域を定める規則（平成20年鳥取県規則第91号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表		別表	
市町村名	旧町村名	市町村名	旧町村名
鳥取市	稲葉村 米里村 倉田村 面影村 大和村 美穂村 大正村 豊実村 松保村 吉岡村 大郷村 津ノ井村 宝木村 酒津村 瑞穂村 浜村町 逢坂村	鳥取市	稲葉村 米里村 倉田村 面影村 大和村 美穂村 大正村 豊実村 松保村 吉岡村 大郷村 津ノ井村 <u>福部村</u> 宝木村 酒津村 瑞穂村 浜村町 逢坂村
略		略	
湯梨浜町	長瀬村 浅津村	湯梨浜町	長瀬村 浅津村
略		<b>琴浦町</b>	<b>下郷村</b>
略		略	
備考 略		備考 略	

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

保健所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県規則第11号**

保健所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則

保健所の使用料及び手数料の減免に関する規則（昭和44年鳥取県規則第21号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
(使用料等の免除) 第2条 保健所の長（以下「保健所長」という。） は、公衆衛生の向上及び増進を図るために必要と認める次の表の左欄に掲げる事業を実施する場合には、同表の右欄に掲げる者に対して、当該事業の実施に必要な試験検査等に係る使用料等を免除するものとする。		(使用料等の免除) 第2条 保健所の長（以下「保健所長」という。） は、公衆衛生の向上及び増進を図るために必要と認める次の表の左欄に掲げる事業を実施する場合には、同表の右欄に掲げる者に対して、当該事業の実施に必要な試験検査等に係る使用料等を免除するものとする。	
事業	対象者	事業	対象者
略		略	
肝炎ウイルス検査	肝炎ウイルス検査（C型肝炎ウイルス検査又はHBs抗原検査に限る。）を受ける者	肝炎ウイルス検査	<u>平成20年1月1日から令和4年3月31日までの間に</u> 、肝炎ウイルス検査（C型肝炎ウイルス検査又はHBs抗原検査に限る。）を受ける者
略		略	
風しん抗体価検査	風しん抗体価検査を受ける者（過去に風しん抗体価検査を受けたことがある者その他知事が別に定める者を除く。）	風しん抗体価検査	<u>平成26年4月1日から令和4年3月31日までの間に</u> 、風しん抗体価検査を受ける者（過去に風しん抗体価検査を受けたことがある者その他知事が別に定める者を除く。）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県規則第12号**

鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金貸付規則（平成21年鳥取県規則第91号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(貸付金の返還)</p> <p>第10条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、その該当することとなった日から1月以内に奨学金の全額を一括返還しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 臨床研修を開始した日から起算して奨学金の貸与を受けた期間の2倍に相当する期間（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事がその都度定める期間）内に、県内の病院等において常勤医師（当該県内の病院等において定める医師の勤務時間の<u>全て</u>を勤務し、かつ、1週間当たり32時間以上勤務する医師をいう。）としての業務に奨学金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間以上通算して従事しなかったとき、又は従事する見込みがなくなると認められるとき。</p> <p>(5) <u>前号に規定する奨学金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間（臨床研修を受ける期間を除く。）内に、知事が指定した区域に所在する県内の病院等において4年以上通算して従事しなかったとき、又は従事する見込みがなくなると認められるとき。</u></p>	<p>(貸付金の返還)</p> <p>第10条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、その該当することとなった日から1月以内に奨学金の全額を一括返還しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 臨床研修を修了した日から起算して奨学金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事がその都度定める期間）内に、県内の病院等において常勤医師（当該県内の病院等において定める医師の勤務時間の<u>すべて</u>を勤務し、かつ、1週間当たり32時間以上勤務する医師をいう。）としての業務に奨学金の貸与を受けた期間に相当する期間以上通算して従事しなかったとき、又は従事する見込みがなくなると認められるとき。</p>

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金貸付規則第10条の規定は、この規則の施行の日以後に奨学金の貸付けの決定を受けた者について適用し、同日前に奨学金の貸付けの決定を受けた者については、なお従前の例による。

鳥取県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第13号

鳥取県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県児童福祉法施行細則（平成3年鳥取県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前																																																															
<p>様式第2号（第3条関係）</p> <p style="text-align: center;">（表面）</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; margin: 0 auto; padding: 2px;">略</div> <p>小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書（新規・更新・変更）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">受診者</td> <td colspan="7">略</td> </tr> <tr> <td>個人番号</td> <td></td> <td>生年 月日</td> <td>年月日</td> <td>年齢</td> <td>歳</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td colspan="3">（〒           ）</td> <td>電話番号</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="7">略</td> </tr> </table> <p>略</p> <p>上記のとおり、小児慢性特定疾病医療費の支給を申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">申請者氏名</p> <p style="text-align: center;">鳥取県 総合事務所長 様</p> <p>注1・2 略</p> <p>3 <u>申請者は、受診者が未成年の場合は原則として受診者と同じ医療保険に加入している保護者とし、受診者が成年の場合は受診者本人としてください。</u></p> <p>なお、申請者の住所及び電話番号の欄は受診者本人と異なる場合に記入してください。</p> <p>4 略</p> <p style="text-align: center;">（裏面）</p> <p>支給認定基準世帯員（受診者と同じ医療保険に加入する者）</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px; margin-top: 5px;">略</div> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 30px; margin-top: 10px; text-align: center;">注 意 事 項</div>		受診者	略							個人番号		生年 月日	年月日	年齢	歳		住所	（〒           ）			電話番号			略							<p>様式第2号（第3条関係）</p> <p style="text-align: center;">（表面）</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; margin: 0 auto; padding: 2px;">略</div> <p>小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書（新規・更新・変更）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">受診者</td> <td colspan="8">略</td> </tr> <tr> <td>個人番号</td> <td></td> <td>生年 月日</td> <td>年月日</td> <td>年齢</td> <td>歳</td> <td>性別</td> <td>男・女</td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td colspan="3">（〒           ）</td> <td>電話番号</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="8">略</td> </tr> </table> <p>略</p> <p>上記のとおり、小児慢性特定疾病医療費の支給を申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">申請者氏名 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 0 2px;">印</span></p> <p style="text-align: center;">（氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。）</p> <p style="text-align: center;">鳥取県 総合事務所長 様</p> <p>注1・2 略</p> <p>3 申請者の住所及び電話番号の欄は受診者本人と異なる場合に記入してください。</p> <p>4 略</p> <p style="text-align: center;">（裏面）</p> <p>支給認定基準世帯員（受診者と同じ医療保険に加入する者）</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px; margin-top: 5px;">略</div> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 30px; margin-top: 10px; text-align: center;">注 意 事 項</div>		受診者	略								個人番号		生年 月日	年月日	年齢	歳	性別	男・女	住所	（〒           ）			電話番号				略							
受診者	略																																																																
	個人番号			生年 月日	年月日	年齢	歳																																																										
	住所		（〒           ）			電話番号																																																											
	略																																																																
受診者	略																																																																
	個人番号		生年 月日	年月日	年齢	歳	性別	男・女																																																									
	住所	（〒           ）			電話番号																																																												
	略																																																																

1・2 略

3. 都道府県、指定都市又は中核市が指定した指定医療機関で、かつ、この申請書において「受診を希望する医療機関」として申請された医療機関以外の医療機関で受療した場合、当該医療費助成が受けられません。受療する医療機関を変更・追加する場合には、必ずその医療機関が都道府県、指定都市又は中核市の指定を受けていることを確認し、改めて医療機関の変更・追加の申請を行ってください。薬局、訪問看護事業者等についても同様です。

4 略

○総合事務所の連絡先一覧

略

1・2 略

3. 都道府県、指定都市又は中核市が指定した指定医療機関で、かつ、この申請書において「受診を希望する医療機関」として申請された医療機関以外の医療機関で受療した場合、当該医療費助成が受けられません。受療する医療機関を変更・追加する場合には、必ずその医療機関が都道府県、指定都市又は中核市の指定を受けていることを確認し、改めて医療機関の変更・追加の申請を行ってください。薬局、訪問看護事業所についても同様です。

4 略

○総合事務所の連絡先一覧

略

【所得区分】 略

略

略

【所得区分】 略

略

略

様式第2号の2（第4条関係）

(表面)	
小児慢性特定疾病医療費医療受給者証	
略	
受診者	略
	生年月日
	疾患群番号
	成長ホルモン治療の有無
保護者の住所・氏名・続柄	
略	
略	
指定医療機関名	病院・診療所
	薬局
	訪問看護事業者等

様式第2号の2（第4条関係）

(表面)	
小児慢性特定疾病医療費医療受給者証	
略	
受診者	略
	性別
	生年月日
	疾患群番号
成長ホルモン治療の有無	
保護者の住所氏名	
略	
指定医療機関名	医療機関・診療所
	薬局
	訪問看護事業所

(裏面)  
注意事項

(裏面)  
注意事項

<p>1 この証を交付された方は、表面に記載された疾病（疾患群番号で表示しています。）について、この証に記載された金額を限度とする自己負担上限額までを<u>病院・診療所、薬局、訪問看護事業者等</u>（以下「保険医療機関等」という。）に対して支払うことで保険診療を受けることが可能となります。</p> <p>2～9 略 問合せ先</p>	<p>1 この証を交付された方は、表面に記載された疾病（疾患群番号で表示しています。）について、この証に記載された金額を限度とする自己負担上限額までを<u>医療機関、薬局、訪問看護事業所</u>（以下「保険医療機関等」という。）に対して支払うことで保険診療を受けることが可能となります。</p> <p>2～9 略 問合せ先</p>
<p>略</p>	<p>略</p>